

監 査 報 告 の 内 容	町 の 回 答
<p>イ 燃料の購入について</p> <p>町が年間購入する各種燃料は平成20年度実績で474,730㊦となっており、役場と病院との1㊦当たり価格に大きな格差がある。</p> <p>購入においては、町内5社で構成する宗谷石油組合浜頓別支部と東宗谷農業協同組合との単価契約による方法をとっているが、町全体としての使用量が大きいことから実態を十分に精査し、購入のありかたについて検討すること。</p>	<p>契約単価について検討し、関係団体と協議してまいります。</p>
<p>ウ 物品購入について</p> <p>物品購入において納入を確認せず検収書を作成し、支出負担行為をしている不適切なものが数多くみられる。</p> <p>検収書の様式にも不備がある事から改め、物品の納品に当たっては適切な納品検査を行うこと。</p>	<p>物品購入にあたっては、財務規則に基づき適正に処理してまいります。</p>
<p>エ 委託業務について</p> <p>役場総合庁舎管理委託契約において、エレベーターの積算で1回70,000円の12回としているが、建築基準法では年1回の法定定期検査が義務付けられている。</p> <p>保守点検は任意で利用の頻度からして、不経済な支出となっているので適切なものとされたい。</p>	<p>役場総合庁舎管理委託契約については、法に基づき適正に対応してまいります。</p>
<p>オ 契約に係る事項</p> <p>(1) 建設工事に伴う検定員等は、町財務規則で設計図・現地及び成果品等の検査ができる職員を指定することになっているが、実地検査を行っていないにもかかわらず、完成検査を行ったとして支出負担行為を行っているものがあることから、財務規則にもとづき適正にすること。</p> <p>(2) 公共施設の解体・改修実施設計業務委託の契約において、契約書をはじめ契約に至る一連の事務処理で、契約の主たる目的の記載のないものが個別の施設で5件あった。</p> <p>公共施設だけではどの施設か定かでなく、契約手続きは適正を欠いている。</p>	<p>(1) 建設工事にかかる検定員の指定については、財務規則に基づき適正に処理してまいります。</p> <p>(2) 工事契約等にかかる事業名については、判別しやすい事業名とし適正に処理してまいります。</p>
<p>カ 財産に関わる事項</p> <p>旧北オホーツク荘に係る物品の処分については、あらかじめ町長の不用の決定の承認を受け、物品を売払うことができるとされているが、その必要な手続きを一切とらず見積書も徴せず無償で処分している。</p> <p>処分の物品も確認していないなど極めて不適切で、財務規則にもとづいた財産の処分をすること。</p>	<p>物品売り払い手続きについては、財務規則に基づき適正に処理してまいります。</p>

平成 21 年度定期監査の結果に対する回答

監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した平成 21 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、同条第 12 項の規定により、町長から回答があったので、次のとおり公表する。

平成 22 年 1 月 18 日

浜頓別町監査委員 平井 義春

浜頓別町監査委員 高山 善治

第 1 監査の結果の報告

平成 21 年度定期監査の結果については、平成 21 年 11 月 13 日に議会及び町長に報告（監査委員公表第 1 号 町広報に記載）した。

第 2 監査の結果に基づく町の回答

監 査 報 告 の 内 容	町 の 回 答
ア 差押物件について	
滞納処分として財産 8 件を差し押えているが、換価等の手続きをとらず 3 年から 10 年そのままの状態になっている。 地方税法第 15 条の 5 の換価の猶予の要件等では、1 年を超えない期間は猶予できることになっているが、公売の手続きもとらず長年そのままにしておくことは適当でない。 また、差押物件の評価を行っていないなど、担当職員の知識不足もみられるが、法にもとづいて適正にされたい。	差押物件の処分については、適正に進めてまいります。